

所沢市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について

1 はじめに

所沢市議会においては、所沢市議会基本条例第6条第1項及び所沢市議会委員会条例第19条で会議公開の原則について規定し、誰でも会議を傍聴することができることとしています。

本会議場での傍聴については、所沢市議会傍聴規則を制定し、傍聴するための手続や本会議場における傍聴人に対する議長の権限などを定めていますが、委員会での傍聴については、本会議場での傍聴の例によるほか、各委員会での申し合わせによって運用されてきました。

委員会においても傍聴の取扱いについては明文に規定し、運用することが望ましいことから、所沢市議会委員会条例に傍聴に関する規定を追加するため、条例改正を行うものです。

【参 考】所沢市議会基本条例

（市民参加及び市民との連携）

第6条 議会は、会議を原則公開する。

2・3 略

2 改正内容

改正後	改正前
<p><u>(傍聴の取扱)</u></p> <p><u>第19条 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</u></p> <p><u>2 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p><u>(委員会の公開)</u></p> <p><u>第19条 委員会の会議は、公開する。</u></p>

改正前の第19条では、「委員会の会議は、公開する」ことを規定していましたが、所沢市議会基本条例第6条第1項に同趣旨の規定があることから、第19条を改め、傍聴の取扱について規定しています。

第1項では、委員長は、委員会運営上必要があると認める場合は、傍聴者を退場させることができることとしています。

また、第2項では、傍聴に必要な手続、傍聴者が傍聴席で守るべき事項、委員長が傍聴者を退場させる場合などの規定を議長が別に定めることとしています。

3 施行予定日

令和2年12月1日 施行予定